

## 令和6年度 新潟県 DX コンシェルジュ運営業務委託公募型プロポーザルに関する質問と回答

No.	委託仕様書の箇所	質問	回答
1	(実施要領)	実施要領1 (3) 「業務委託期間」 本事業の開始は契約後 (5月中旬) ですが、終了は相談対応130 コマに至った時点もしくは2025年2月20日と考えてよいでしょうか。	本事業の契約期間は、相談対応以外の業務も含まれており「2025年2月20日」となります。
2	(実施要領)	実施要領1 (3) 「業務委託期間」 「契約締結の日から令和7年2月20日まで」とあるが、委託期間最終日まで相談受付を行うか。	企業からの相談内容や相談対応に要する想定期間に加えて、DX コンシェルジュ運営業務の契約期間等も考慮し、NICO が相談案件に応じて相談対応の要請をさせていただきます。
3	3 (1)	「県内企業からの DX に係る相談対応等」 「NICO から対応要請があったものに対して支援を行う」ということですので、県内企業から直接相談を受け付ける仕組み (Web サイトなど) は必要ないという認識でよろしいですか。	ご認識の通りです。NICO が NICO ホームページや事務所内に相談窓口を設置し、県内企業や支援機関からの相談を受け付けます。
4	3 (1)	「県内企業からの DX に係る相談対応等」 「DX 相談窓口」の相談形式は何か。(Web フォーム、電話、電子メール等)	「相談形式」とは、DX 相談窓口にて相談を受け付ける方法を指すと理解しました。相談形式については、対面形式のほか、Web フォーム、電話、電子メールを想定しています。いずれも NICO が用意し、NICO が相談受付を行います。
5	3 (1)	「県内企業からの DX に係る相談対応等」 NICO からの対応要請を受けた案件の取り扱い (支援対象にするか否か) について協議することは可能か。	基本的には NICO から依頼した案件はすべて対応していただきたいと考えますが、やむを得ない事情がある場合には、NICO と協議することは可能です。

6	3 (1)	「県内企業からの DX に係る相談対応等」 相談窓口への問い合わせがあった全ての案件を、受託者が共有することは可能か。	相談窓口へ（NICO へ）問い合わせのあった全ての案件を受託者へ共有することが可能かというご質問として回答いたします。相談窓口への問い合わせがあった全ての案件については、情報共有の必要性を都度判断し、個別に対応します。
7	3 (1) イ	「県内企業からの DX に係る相談対応等 支援内容」 本事業の支援対象には、IT 導入に係る IT 企業（DX パートナー制度登録企業）の稼働工数は含まれない認識でよいか。	ご認識の通りです。
8	3 (1) イ	「県内企業からの DX に係る相談対応等 支援内容」 本事業における、各企業への支援の到達点は設定されるか？ (ロードマップが策定されていることや、IT 企業のマッチングが終了していること、システムが導入されていること等が求められるか。)	本事業は、企業の個別状況に合わせ柔軟な支援を行うため、一律の到達点設定は想定していません。支援の到達点は企業のニーズに応じて個別に設定いただくこととなります。また、相談内容によってはデジタル技術を活用せずに支援の到達点とするケースもあり得ます。
9	3 (1) イ	「県内企業からの DX に係る相談対応等 支援内容」 「③IT 企業の紹介・マッチング」についても、事務局が行うのではなく事務局が選任した DX コンシェルジュの支援内容と考えてよろしいでしょうか。	IT 企業の紹介およびマッチングは、DX コンシェルジュが担当しますが、個々の DX コンシェルジュが独断で決定することは避け、最終的な決定は事務局や NICO との共有および協議のもとに行ってください。
10	3 (1) エ	「DX パートナー制度」 NICO の DX パートナー制度はいつ頃登録が開始できそうでしょうか？	DX パートナー制度の登録開始は現在調整中ですが、DX コンシェルジュの運用開始前には開始する予定です。
11	3 (1) エ	「DX パートナー制度」 DX パートナー制度の創設時期はいつを予定しているか。	DX パートナー制度は現在調整中ですが、DX コンシェルジュの運用開始前には創設する予定です。
12	3 (1) エ	「DX パートナー制度」 登録企業の募集はどのように行う予定か。登録基準はあるか。県外企業も想定されているか。	DX パートナー制度の内容は現在調整中です。登録基準については募集開始時に公開します。県外企業の登録も可能とすることを想定しています。

13	3 (1) エ	「DXパートナー制度」 事業期間中に登録企業を追加することは可能か。	はい。事業期間中に登録企業を追加することは可能です。
14	3 (1) エ	「DXパートナー制度」 登録企業は、本事業からの支援の依頼を受けた場合は断ることがあるか（断ることが可能か）。	DX パートナー制度に登録した企業は、提供された支援依頼を断ることができます。ただし、辞退する場合は、可能な限り早期にその旨を DX コンシェルジュあるいは NICO へ通知し、必要に応じて理由を説明いただくこととします。
15	3 (1) エ	「DXパートナー制度」 問い合わせに対して登録企業が適さないこともあると思われるが、本事業において登録企業を紹介する下限値（割合）はあるか。	各企業のニーズに合わせて適切な IT 企業を紹介することを基本とし、DX パートナーに登録されていない企業の紹介が必要な場合には、DX パートナーへの登録を依頼し、登録された企業との適切なマッチングをお願いします。
16	3 (1) エ	「DXパートナー制度」 「DX パートナー」について、強みや取り扱いツールが重複している際の対応方針はあるか。	マッチング先として複数の IT 企業が該当し、かつ、どの企業が適切か判断しかねる場合、各企業から提案書を提出していただき、相談者がその内容を評価して選択する形を想定しています。なお、専門用語や業界慣習に不慣れな相談者の場合には、DX コンシェルジュによる解説等のフォローが必要になります。
17	3 (1) エ	「DXパートナー制度」 DX コンシェルジュがロードマップや RFP 作成支援を実施した結果の、その後の伴走支援については「DX パートナー」に限定されるのか。	支援を実施した後のフォローアップについても、必要に応じて DX コンシェルジュが行うことを想定しています。特に、マッチング後、システムの導入や運用が順調に進んでいるかを定期的にフォローアップすることが重要だと考えます。
18	3 (1) エ	「DXパートナー制度」 ・ DX コンシェルジュも「DX パートナー」に登録することは可能か。	DX コンシェルジュ自身も、また DX コンシェルジュが所属する IT 企業も「DX パートナー」に登録することは可能です。ただし、DX コンシェルジュには、DX パートナーのネットワークを

			<p>最大限に活用し、利用企業にとって最適な IT 企業とマッチングすることを支援する動きが求められます。</p> <p>このため、DX コンシェルジュが所属する IT 企業やご自身（個人事業主等）へのマッチングを行う場合には、対外的な説明責任が果たせるようにすることや、利益誘導との疑念を抱かれないよう注意した上で対応いただくようお願いします。</p>
19	3 (1) エ	「DXパートナー制度 マッチング支援情報の収集・整理」 登録もしくはマッチングした全先について作成する必要があるか。	登録企業すべてについて作成することは求めません。マッチング支援した先については、最低限、月次で提出していただく活動状況報告の中で報告していただくことを想定しています。
20	3 (1) エ	「DXパートナー制度 企業プロフィール作成」 作成する支援ケースの数に下限値はあるか。	支援ケースの作成数に関して下限値の設定はありません。なお、本項目は DX パートナー制度に係るものではなく、審査において「相談者の具体的な姿やニーズが把握できているか」、「それに対して有効な対応が提案できるか」を判断するために設けられた項目になります。
21	3 (2)	「DX 支援実績の増加を図るための取組」 「・支援機関との連携した取組を促進するために行う支援機関の訪問」はすべての支援機関を訪問するのでしょうか。 もしくは支援機関から要請依頼があった機関への訪問でしょうか。	支援機関からの要請に加え、NICO が必要と考える支援機関について、NICO が選定のうえ受託者へ要請させていただきます。原則として訪問時には NICO 職員が同席します。
22	3 (2)	「DX 支援実績の増加を図るための取組」 支援機関からのご質問回答を他の支援機関にも認識していただくためにオンライン説明会で複数の支援機関に参加いただくことは想定外でしょうか。（回数は3回ほど開催するということでご都合よい日程に参加いただくようにする。）	支援機関向けの説明会は想定していませんが、事業効果を高めるための新たな提案として歓迎します。

23	3 (2)	「DX 支援実績の増加を図るための取組」 本活動は1 コマに含まれる認識でよいか。	ご認識のとおり、含まれます。
24	3 (3) イ	「デジタル広告を活用した周知」 「これまでアプローチできなかった県内企業」とは具体的にどのような先を指しているか。	主には、NICO を知らないあるいはNICO の支援を利用したことがない県内中小企業を指します。当機構の機関誌NICO プレスに掲載されている企業やNICO のメルマガで登録されている企業「以外」が、これまでアプローチできなかった企業のイメージになります。
25	3 (3) イ	「デジタル広告を活用した周知」 デジタル広告に対する期待値は何か。(認知度向上、相談件数の増加等)	デジタル広告を通じて、DX 相談窓口の存在とサービスを広く知らせることで、認知度の向上とともに、最も期待している点は県内企業からの相談件数の増加になります。
26	3 (3) イ	「デジタル広告を活用した周知」 ・ デジタル広告以外による周知も提案可能か。	特にこれまでアプローチできなかった県内企業に対してDX 相談窓口を周知する手段としてデジタル広告が有効だと考えますが、事業効果を高めるための新たな提案については歓迎します。但し、屋外看板の設置など、委託期間終了後も継続して経費が発生するものは不可とします。
27	3 (5)	「2 月分の活動状況報告について」 2025 年 2 月分の活動状況ということでしょうか。	ご認識の通りです。
28	3 (6)	「実績報告書の作成」 指定された報告書のみの他に納品物件はありませんか。	DX 相談窓口周知のための広報として、印刷したチラシ 2000 部およびチラシの電子データを納品してください。
29	3 (6)	「実績報告書の作成」 2025 年 2 月 20 日事業終了後、作成納品と考えてよろしいでしょうか	事業期間内で実績報告書を納品してください。

30	3 (7) イ	<p>「相談対応等経費分に係る精算」</p> <p>「年間 130 コマ程度対応することを想定しており・・・」 とありますが、最低達成すべきコマ数はありますか？ (NICO からの対応要請に依存しますが)</p>	<p>あくまでNICO からの対応要請に基づく対応のため、最低達成すべきコマ数の定めはありませんが、NICO としては130 コマの対応によるより多くの企業からのDX 相談への対応を実現することを目指しており、そのための支援機関への訪問などDX 支援実績の増加を図るための取組への対応要請などにも積極的にご協力願います。(なお、No23 で回答したとおり、これらの取組もコマ数として含まれます。)</p>
31	3 (7) イ	<p>「相談対応等経費分に係る精算」</p> <p>「1 コマを半日程度(4 時間以上とする)とし・・・」とありますが、相談対応の内容や相談企業の都合により、1～2 時間程度になることが予想されます。(別自治体の事業では2 時間程度の訪問がありました)この場合、1 コマとしてよろしいのでしょうか。それとも、同じ相談企業の対応で、通算4 時間以上で1 コマと考えたほうがよいのでしょうか。</p>	<p>相談対応自体が1～2 時間程度であっても、事前準備や移動時間を含めて考慮し、合計で4 時間以上と見なせる場合は1 コマとして計上してください。実際の対応時間が4 時間未満でも、全体の負担を鑑み1 コマとして扱います。</p> <p>なお、短相談時間での相談が当初から想定される場合には、他の相談案件も同一日に対応することや、NICO と協議し、近隣の支援機関への訪問を併せて行うなど、成果がでるような効率的・効果的な取組の実施をお願いします。</p>
32	3 (7) イ	<p>「相談対応等経費分に係る精算」</p> <p>3(1)エにて「相談対応にあたっては対面を基本とし」とあるが、1 コマ4 時間については移動時間を含めて良いか。</p>	<p>移動時間を含めて問題ありません。</p>
33	3 (7) イ	<p>「相談対応等経費分に係る精算」</p> <p>・ 1 企業との相談対応時間が4 時間に満たなかった場合、経費はどのように計算するか。</p>	<p>1 コマ分として計算し、相談対応時間が4 時間に満たない場合でも、全体としての労力を考慮して1 コマとみなします。ただし、対応時間が極端に短い場合は、NICO から改善要求がある可能性があることに留意してください。</p> <p>なお、短相談時間での相談が当初から想定される場合には、他の相談案件も同一日に対応することや、NICO と協議し、近隣の支援機関への訪問を併せて行うなど、成果がでるような効率的・効果的な取組の実施をお願いします。</p>

34	4	<p>「実施体制」</p> <p>本事業における支援活動の情報共有基盤構築に係る費用を、事業費で賄うことは可能か。</p>	<p>「3（7）ア 事業費経費配分の内訳」のその他経費の範囲内であれば賄うことが可能です。事業効果を最大限に高めるための新たな提案については歓迎します。</p>
35	4	<p>「実施体制」</p> <p>共同企業体メンバーが実施体制（DX コンシェルジェの有資格者もしくはDX パートナー制度に登録されたIT企業）に存在すること もしくは マッチングにより支援することは問題ありませんでしょうか。</p>	<p>共同企業体メンバーが実施体制に参画し、またDX パートナー制度に登録されたIT企業としてマッチングに関わることは問題ありません。ただし、適切なマッチングがなされているかは、マッチング後のアンケートなどを通じて定期的に評価し、改善の必要がある場合は対応をお願いすることがあります。</p>
36	4	<p>「実施体制」</p> <p>「・DX コンシェルジュは、次のいずれかに該当する者 の2点目「情報システムに関するコンサルティング業務（企画、開発、情報セキュリティ等）、情報システム開発に関するマネジメント業務、DX 戦略の立案・助言などの実績（実務経験）を有する者」とあるが、個人でも法人でもよいのでしょうか。</p>	<p>個人でも法人でも、指定された経験や能力を有していればDX コンシェルジュとして参画可能です。実績や経験の有無が選定基準となります。</p>
37	4	<p>「実施体制」</p> <p>DX コンシェルジュについては、企画提案書（当初）に記載の後、事業進行中に相応しい者の情報があつたときに追加して問題ないでしょうか</p>	<p>問題ありません。</p>
38	その他	<p>次年度以降の運営について、現時点での構想をお聞かせいただきたい。</p>	<p>次年度以降の運営に関しては、本年度の成果を踏まえて、引き続き検討を進める予定です。</p>

39	その他	終了後に報告イベントは考えなくてよいですか。	報告イベントの開催は現時点で予定していません。
----	-----	------------------------	-------------------------